

## 群馬県社会人バスケットボール連盟 規約

### 第1章 総則

(名称)

第1条 当連盟は、群馬県社会人バスケットボール連盟と称し、英文ではGunma Society Basketball Federation (略称GuSB) と表示する。

(主たる事務所)

第2条 当連盟は主たる事務所を一般財団法人群馬県バスケットボール協会内（群馬県前橋市日吉町1-1-7 R105）に置く。

(目的)

第3条 当連盟は、一般財団法人群馬県バスケットボール協会（以下「GuBA」という）の傘下団体とし、群馬県社会人バスケットボール競技の統括団体として、社会人バスケットボール競技の健全な普及および技術の向上、生涯スポーツの推進、並びに加盟チームの相互の発展、親睦、ファミリーで競技に参加し次世代への継承を図ることを目的とし、その目的に資するため次の事業を行う。

- ① バスケットボール大会、競技会、リーグ戦の企画、運営、開催事業
- ② バスケットボール教室、イベントの企画、運営、開催事業
- ③ バスケットボール指導者および審判員の育成事業
- ④ バスケットボールに関する情報提供サービス
- ⑤ バスケットボールに関する知的財産権の管理事業
- ⑥ 前各号に掲げる事業に付随又は関連する事業

### 第2章 代議員

(種別)

第4条 当連盟の代議員は、群馬県社会人バスケットボール連盟に加盟していることとする。

(代議員の資格喪失)

第5条 代議員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- ①退会したとき。
- ②成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- ③死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- ④除名されたとき。
- ⑤総代議員の同意があったとき。

(任期)

第6条 代議員の任期は、2年とする。但し再任は妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された代議員の任期は、前任者又は他の在任代議員の任期の満了する時までとする。

### 第3章 代議員会

(代議員会)

第7条 当連盟の代議員会は、定時代議員会及び臨時代議員会の2種とする。

(構成)

第8条 代議員は、群馬県社会人バスケットボール連盟に登録した各チームの代表者1名とする。

2 代議員会における議決権は、1名につき1個とする。

3 代議員会における議長は1名とし、会長が指名する。

(権限)

第9条 代議員会は、この規約に規定するもののほか、当連盟の運営に関する重要な事項を決議する。

(開催)

第10条 定時代議員会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時代議員会は、次に掲げる場合に開催する。

①理事会が必要と認めたとき。

(招集)

第11条 代議員会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

(決議)

第12条 代議員会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した代議員の議決権の過半数をもって決議する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、総代議員の過半数を有する代議員が出席し、代議員の議決権の3分の2以上をもって決議する。

①代議員の除名

②監事の解任

(議決権の代理・書面による行使等)

第13条 やむを得ない事由のために代議員会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、又は他の代議員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(議事録)

第14条 代議員会の議事については、審議事項を記載した議事録を作成しなければならない。

## 第4章 役員

(役員の設定等)

第15条 当連盟に次の役員を置く。

理事4名以上16名以内とし、1名を会長、2名以内を副会長、1名を理事長とする。  
監事2名以内とする。

(選任等)

第16条 理事及び監事は代議員会において、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した代議員の過半数の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、理事長は理事会の決議により理事の中から定める。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの規約で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、この連盟を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事長は、理事会の議決に基づき、業務を執行する。

(監事の職務権限)

第18条 監事は、当連盟の事業及び会計を監査する。

(任期)

第19条 理事の任期は、2年とする。但し再任は妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の満了する時までとする。

(定年制)

第20条 会長及び副会長は満75歳、理事長以下理事は満70歳の年度末で定年とする。

(解任)

第21条 理事及び監事は、その地位にふさわしくない行為があったとき、又は心身の故障等によりその職務を行うことができなくなったときは、代議員会において、総代議員の過半数を有する代議員が出席し、出席した代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって解任することができる。

## 第5章 理事会

(構成)

第22条 当連盟に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第23条 理事会は、この規約に定めるもののほか、次の職務を行う。

- ① 代議員会の日時、場所、及び代議員会の目的事項の決定

- ② 規程の制定、廃止及び変更に関する事項
- ③ 前各号に定めるもののほか当連盟の業務執行の決定
- ④ 理事の職務の執行の監督
- ⑤ 会長、副会長及び理事長の選定及び解職

(種類及び開催)

第24条 理事会は通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、3か月に1回、毎年計4回開催する。

3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- ① 会長又は理事長が必要と認めたとき。
- ② 会長又は理事長以外の理事から、理事会の目的たる事項を記載した書面又は電磁的方法により会長に招集の請求があったとき。
- ③ 監事が必要と認めて会長に招集の請求があったとき。

(招集)

第25条 理事会は会長が招集する。

(議長)

第26条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により他の理事がこれに当たる。

(決議)

第27条 理事会の決議は、この規約に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、出席理事の過半数をもって決する。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、審議事項を記録した議事録を作成しなければならない。

## 第6章 加盟チーム及び競技者登録

(チームの加盟・競技者登録)

第29条 一般財団法人群馬県バスケットボール協会もしくは群馬県社会人バスケットボール連盟の事業に参加しようとするチーム及び競技者は、別に定める規定によりTeam-JBAに登録作業をしなければならない。

(遵守事項)

第30条 JABの定款、基本規程およびこれに付随する諸規定ならびに国際バスケットボール連盟(以下「FIBA」という)およびFIBA、ASIAの諸規定ならびにスポーツ仲裁機構(以下「CAS」という)および一般社団法人日本スポーツ仲裁機構(以下「JSAA」という)の仲裁関連規則のほか、JBA、FIBA、FIBAASIA、CASおよびJSAAの指示、指令、命令、決定ならびに裁定等を遵守する義務をおう。

## 第7章 会計

(事業年度)

第31条 当連盟の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第32条 当連盟の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第33条 当連盟の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時代議員会に提出し、承認を受けなければならない。

- ① 事業報告書
- ② 決算書

## 第8章 規約の変更

(規約の変更)

第34条 この規約は、代議員会において総代議員の過半数を有する代議員が出席し、総代議員の議決権の過半数以上の決議を得なければ変更することができない。

この規約は平成30年4月1日より施行する